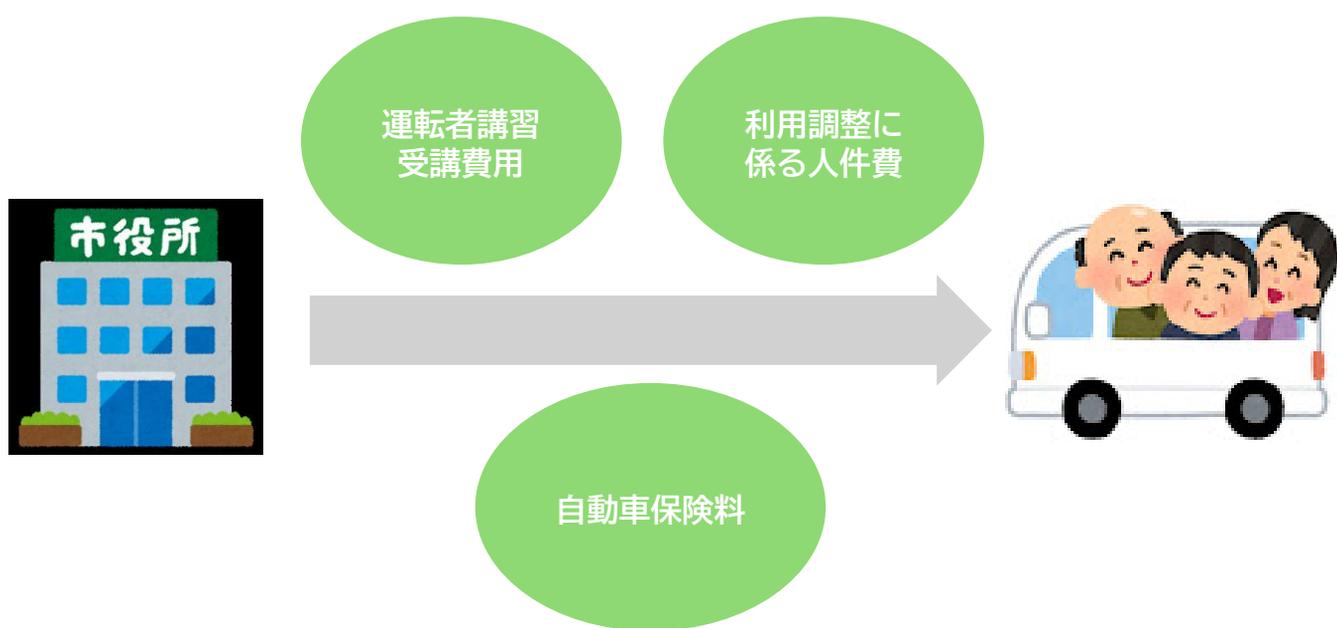


地域が主体となって取り組む  
互助による運送

# ボランティア運送

を市が支援します！



ボランティア運送の運営・運行に係る経費の一部を補助します。

## ボランティア運送とは

自家用自動車等を用いた対価を受け取らない、住民どうしの助け合いによる運送で、道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の形態

## 支援を行う目的

地域が自主的に取り組むボランティア運送に対して支援を行うことで、公共交通を補い、地域交通の利便性を確保するため

## 支援の対象者

本市に活動の拠点を置く地域コミュニティ協議会、町内会その他市長が適当と認めた団体

## 支援の対象経費

地域が主体となったボランティア運送の運行に要する経費

- ①燃料費 ②利用調整に係る人件費及びシステム手数料 ③車両使用料  
④運転者講習会の受講に係る費用 ⑤移動サービス専用自動車保険料 等

年間50万円まで

補助対象経費	具体例
燃料費	使用車両のガソリン・軽油の購入費や充電料金
利用調整に係る人件費及びシステム手数料	利用予約受付等に係る事務局人件費や予約管理システムに係る手数料
車両使用料	車両リース・レンタカー代、持ち込み車両に係る使用料
運転者講習会(国土交通大臣認定)の受講に係る経費	交通空白地有償運送運転者講習、福祉有償運送運転者講習
移動サービス専用自動車保険料	地域団体によるボランティア運送を対象に提供されている自動車保険

※利用者に実費を請求できる経費（燃料費、車両使用料及び移動サービス専用自動車保険料）を収受している場合は、補助の対象となりません。

## 導入に向けた流れ

### 事前準備

#### 導入検討

- ・協議の場の設置
- ・検討組織の体制づくり
- ・市への相談

#### 地域の現状・ 移動ニーズの把握

- ・現在の主な移動手段
- ・乗車場所、目的地
- ・運行日数、時間帯
- ・利用方法（事前予約の可否）
- ・既存の路線バスの運行経路、運行時間
- ・タクシー事業者の有無
- ・運賃 等

#### 内容検討

※既存の公共交通への影響の有無を確認

#### 運行計画の検討

- ・運行エリア
- ・運行経路
- ・運行方式
- ・運行日数/週
- ・運行時間帯
- ・運行ダイヤ
- ・運行体制、管理
- ・利用方法
- ・使用車両
- ・乗降場所 等

#### 運行実施

#### 試験運行

- ・交通事業者等への事前説明
- ・市への補助金申請
- ・運行準備、周知広報
- ・運行状況の記録
- ・運行課題の検証
- ・交通事業者への影響確認

#### 本格運行



## 1 地域の声

桜島地域では、路線バスや市街地とを結ぶフェリーなど公共交通機関の減便や高齢ドライバーの免許返納による交通弱者も増加してきており、買い物や通院のための交通手段の確保は急務となっています。そこで、既に文化として成り立っている近所同士の「互助運送」を系統的に展開することを考え、住民同士によるボランティア互助運送の取り組みをスタートしました。

この取り組みの導入により、自身での移動が難しい高齢者等の移動の足を確保するのはもちろんのこと、利用者とドライバーとの交流により、昨今希薄となっている住民同士の新しい形でのつながりを作り、令和の時代に合ったコミュニティの再構築が図られることで、交通手段の確保以外のあらゆる課題の解決の一助となることを期待しています。



桜峰校区コミュニティ協議会  
竹ノ下会長

## 2 運行内容

既存の互助による自家用車の乗り合わせを基にした、運転手と同乗を希望する利用者の時間・目的地が一致し、運行が成立した場合に相乗りする運送サービス

## 3 導入の経緯

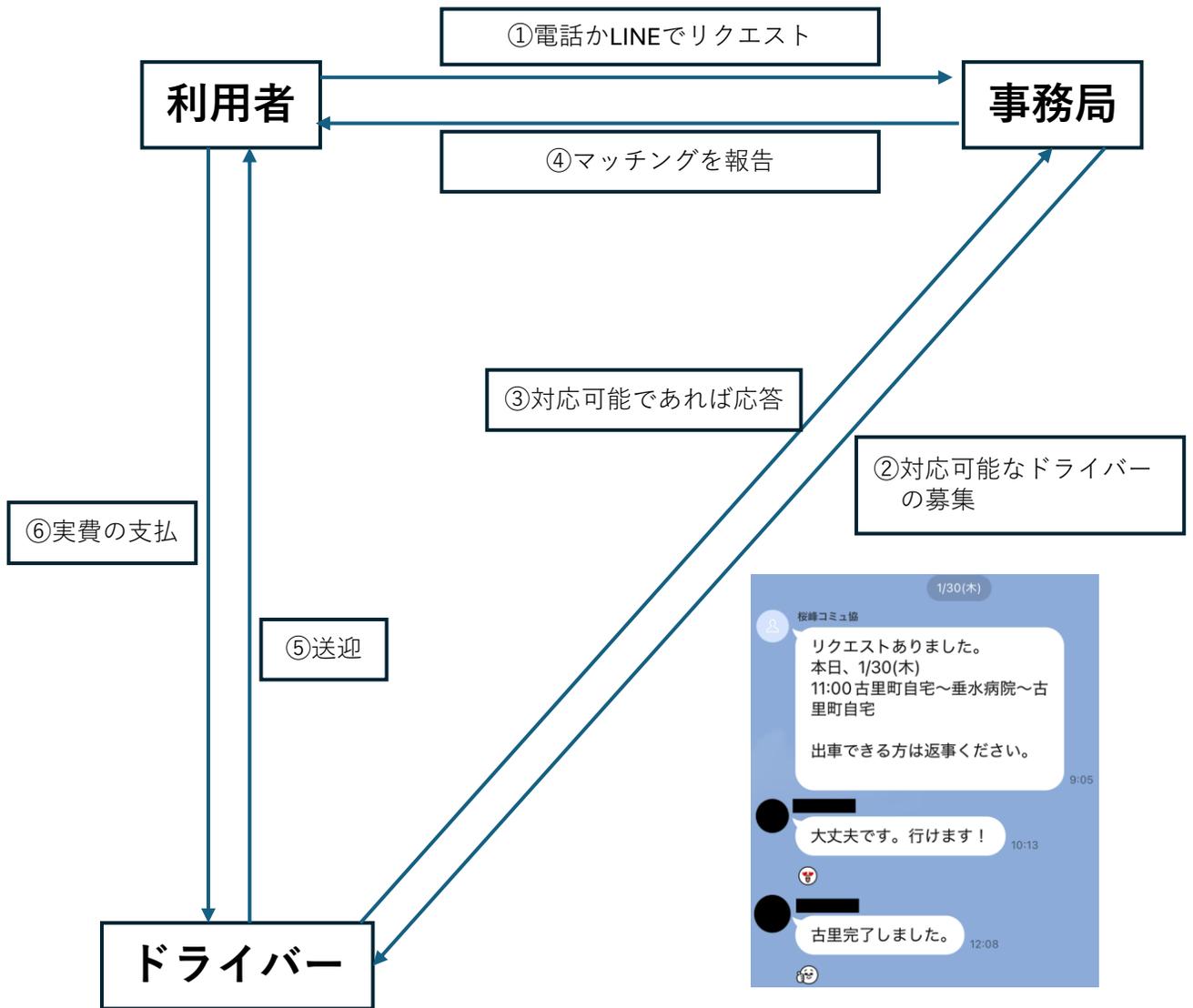
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの運行系統によっては、運行便数が少なく、また、バス停まで距離や高低差のある住居が多い。</li> <li>・日常的にタクシーを利用することは金銭的負担が大きい。</li> <li>・買い物や通院等を目的とした、桜島地域の地形や高齢化率、桜島フェリーの運賃等改定を踏まえたドアツードアによる交通手段のニーズがある。</li> </ul>
経過	<p>令和4年 3月 本事業の桜峰校区コミュニティプラン(第2期)への位置付け</p> <p>令和4年度～ 地域での検討</p> <p>令和5年 4月～ 島内5コミュニティ協議会で事業導入の説明 市との協議・調整 (住民説明会の様子)</p> <p>12月～ 鹿児島運輸支局への相談・確認</p> <p>令和6年 1月 交通事業者等への事前説明 事業の地域説明会(住民対象)</p> <p>3月 ドライバー&amp;利用者登録会及び説明会</p> <p>7月 試験運行の開始</p>



## 4 運行概要

運営主体	桜峰校区コミュニティ協議会
運営方式	相乗り型
運行エリア	桜島地域等(市街地側や垂水市への買い物、通院もあり)
運行日	日曜日から土曜日まで(相乗りが成立した日)
運転手	地域住民(登録者数:約32人)
使用車両	運転手が保有する車両
利用方法	アプリ(LINE)又は電話で申込み
利用者の金銭給付	運送に係る実費(燃料代等)の半額を運転手に給付(支払例) 島内の病院まで⇒片道100円程度 垂水方面 ⇒片道300円程度
平均利用者数	約18.4人/月(令和6年度) ※令和7年3月末時点

## 4 利用の流れ



## 5 利用者、運転者の声



利用者

これまでどこかへ出かけるときは、シニアカーやバス、タクシーなどたくさんの乗り物を使い続けてきましたが、桜島地域のボランティア運送は乗り継ぎ無しで目的地まで行けるので体力的にも非常に楽で、料金もかなり安く、非常に助かっています。

人に運転を頼むのも気を使い、年々出歩くことが少なくなりそうでしたが、行きたいところに行けて非常に楽しいです！



運転者

自分の予定とお客様からのリクエストが重なったため送迎をさせていただきました。最近はガソリン代やフェリー料金も上がっておりますが、お客様に実費の半分ご負担いただくので、ドライバーのほうにむしろありがたさを感じる制度だと思います！

お問い合わせ

鹿児島市役所 交通政策課  
鹿児島市山下町11-1 本館3階  
TEL.099-216-1113 FAX.099-216-1108



市ホームページ  
はこちらから